

住民基本台帳制度について

1. 目的

住民基本台帳法は、市町村（特別区を含む。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

2. 対象者

日本国籍を有する住民

3. 台帳の整備、管理等の主体

市（指定都市にあっては区）町村（特別区を含む。）

4. 住民基本台帳

住民基本台帳は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成したもの。

5. 住民票の記載と記載事項

(1) 住民票の記載

住民票の記載、記載の修正、消除は、住民の届出又は市町村長の職権により行われる。

(2) 主な記載事項

氏名

生年月日

男女の別

住所

世帯主の氏名及び世帯主との続柄

戸籍の表示

選挙人名簿への登録の有無

国民健康保険の被保険者の資格に関する事項（資格を取得した日等）

介護保険の被保険者の資格に関する事項（被保険者となった日等）

国民年金の被保険者の資格に関する事項（被保険者の種別等）

児童手当の受給資格に関する事項（児童手当の支給を開始した日等）

住民票コード

9. 住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度と住民票の写し等の交付制度

立法当初、住民基本台帳は、住民の居住関係について公証する唯一の公簿として、原則公開とすることが、住民の利便を増進させるものと考えられた。その後、個人情報保護の観点から一定の制限が行われた。

(1) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧

何人でも閲覧を請求することができる。

請求者は請求事由等を明らかにする必要がある、市町村長は、不当な目的によることが明らかなき又は閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当の理由があると認めるときは、請求を拒むことができる。

閲覧の対象は、「氏名、生年月日、男女の別、住所」

取引の相手方の確認、世論調査、学術調査、市場調査等に利用されている。

平成18年11月1日より、何人でも閲覧できる制度を廃止し、再構築した閲覧制度を施行（別紙参照）。

(2) 住民票の写し等の交付

自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し等の交付を請求することができる。

何人でも第三者（自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者）の住民票の写し等（住民票コードを除く）の交付を請求することができる。

続柄や戸籍の表示については、特別の請求が必要

請求者は請求事由等を明らかにする必要がある、市町村長は不当な目的によることが明らかなきときは、請求を拒むことができる。

10. 戸籍の附票

(1) 本籍地の市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する者について、戸籍を単位として、戸籍の附票を作成することとされている。

(2) 記載事項

戸籍の表示

氏名

住所

住所を定めた年月日

在外選挙人名簿に登録された旨 等

(3) 戸籍の附票の写しについては、住民票の写しに準じた交付制度がある。

1 1 . 本人確認情報の処理及び利用等

氏名、生年月日、男女の別、住所、住民票コード及びこれらの変更情報を「本人確認情報」と定義している。

本人確認情報について、市町村長から都道府県知事、都道府県知事から指定情報処理機関へ通知するものとされている。

都道府県知事又は指定情報処理機関から国の機関等へ、本人確認情報を提供するが、提供先となる国の機関等及び事務については法令で規定されている。都道府県知事が利用できる事務についても、法令又は条例で規定されている。

住民基本台帳法の一部を改正する法律の概要

何人でも閲覧を請求できるという現行の閲覧制度は廃止し、個人情報保護に十分留意した制度として再構築

(1) 閲覧することができる場合を限定

- ① 国又は地方公共団体の機関が法令の定める事務の遂行のために閲覧する場合
 - ② 次に掲げる活動を行うために閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、市町村長が当該申出を相当と認める場合
 - ・ 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち公益性が高い(※)と認められるもの
 - ※ 調査結果が広く公表され、その成果が社会に還元されていること等(総務大臣が定める基準)
 - ・ 公共的団体(例：社会福祉協議会等)が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち公益性が高いと認められるもの
- 等

(2) 閲覧の手続等の整備

- ・ 閲覧の利用目的、管理の方法、調査研究の成果の取扱い等の明示
- ・ 閲覧した事項を取り扱える者の範囲の明確化
- ・ 目的外利用の禁止・第三者提供の禁止
- ・ 不正閲覧等に対する報告徴収、勧告、命令
- ・ 閲覧した者の氏名、利用目的の概要等の公表 等

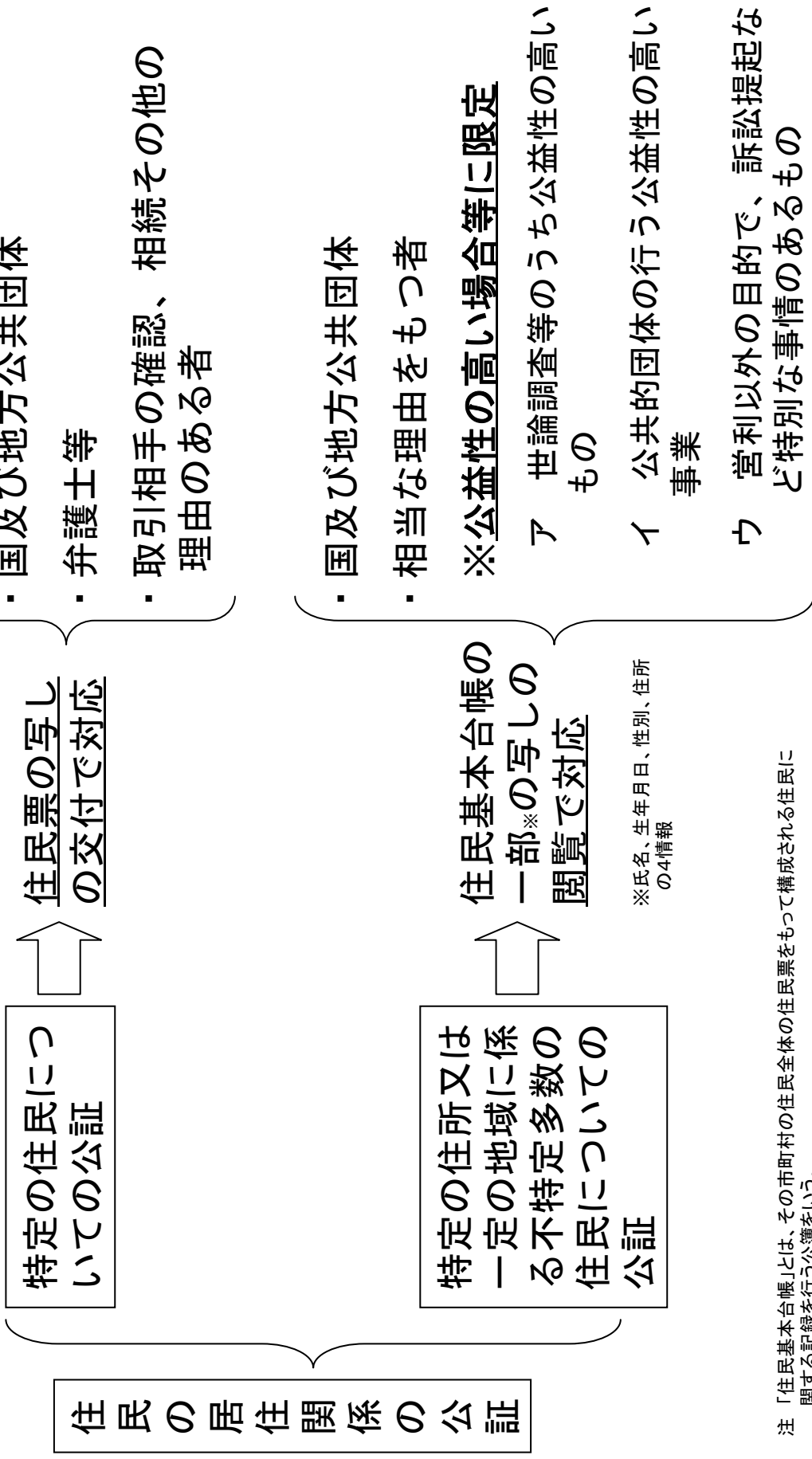
(3) 偽りその他不正の手段による閲覧や目的外利用の禁止に対する違反等に対する制裁措置の強化(過料の引上げ、刑罰規定の新設)

(4) 施行期日

平成18年11月1日

住民の居住関係の公証制度(閲覧制度改正後)

別紙2



注 「住民基本台帳」とは、その市町村の住民全体の住民票をもって構成される住民に関する記録を行う公簿をいう。

「住民票」とは、個々の住民につき、その住民に関する事項を記載する帳票をいう。